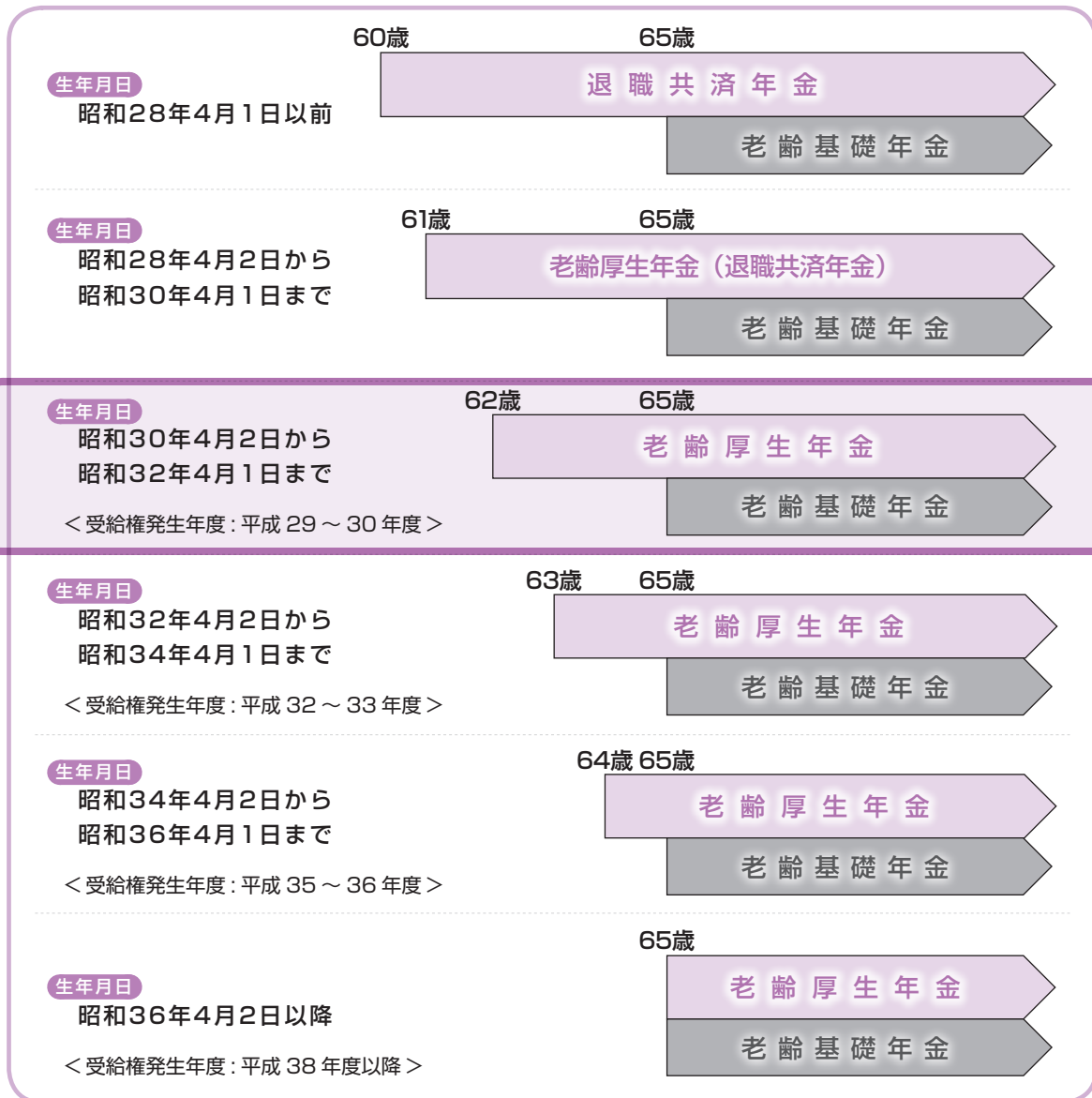


年金の支給開始年齢及び請求手続きについてのお知らせ

被用者年金制度の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて次のとおり定められており、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方は、62歳から老齢厚生(退職共済)年金が支給されることとなります。

なお、定年退職が60歳の場合は、退職から支給開始まで間があくこととなりますので、請求手続きに関する書類等は、62歳のお誕生月の3ヵ月前を目処に共済組合より直接、ご自宅へ郵送いたします。



(注) 上記事項は「一般組合員」の場合であり、「特定消防組合員」の場合は取り扱いが異なります。

退職後、ご注意ください! ~ 氏名、住所等の変更について ~

市町村役場等を退職後、住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へ連絡いただき、所定の手続きをお願いします。

なお、この手続きを行なっていないと、年金請求書を送付できない可能性がありますのでご注意ください。